

# 契約保証及び前払金保証の電子化について

契約の保証及び前払金保証について、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能としましたのでお知らせします。

電子証書等の申込及び提出方法等については、下記記載の各保証事業者又は保険会社にお問い合わせください。個別の契約ごとの具体的な取り扱いについては、各発注担当課にお問い合わせください。

## 1 電子化の対象となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業者 ※1
	公共工事履行保証証券	保険会社 ※2
	履行保証保険証券	保険会社 ※2
前払金保証 (中間前払金含む)	前払金保証証書	保証事業者 ※1

※1 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

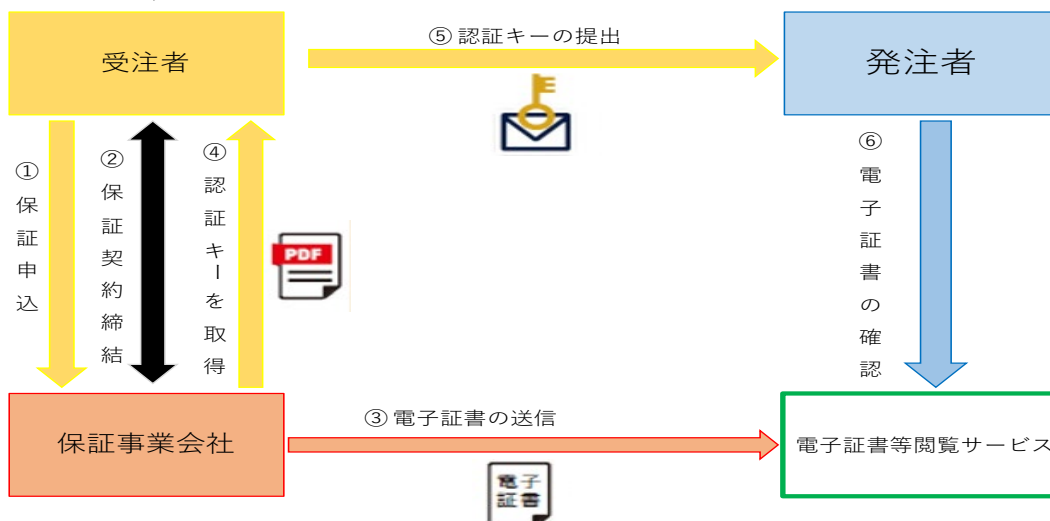
※2 あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)

## 2 電子証書等の提出が可能な契約

令和4年12月1日以降に契約する全ての契約

●引き続き、紙の保証証書の提出も可能です。

## 3 保証事業者が発行する電子証書の提出方法



## 4 保険会社が発行するPDF発行証券の提出方法

保険会社については、上記3と同等のスキームへの対応準備が整うまでの間、PDF方式で発行された保険証券・保証証券を電子メール（本市が定めた方法に限る。）で提出することが可能です。

## 5 その他

従来どおり、契約保証のうち、契約保証金（現金）は来庁のうえ納入通知書の受け取りと納入後の領収書（原本）の提示、金融機関の保証は、金融機関の保証書（原本）の提出が必要です。